

郵送による提出の際の留意事項について

愛知県建築局建築指導課 優良住宅・相談グループ

郵送による提出をご希望される場合は、次の申請の基本的な流れ、留意事項等についてご確認ください、必要書類を添えて提出していただきますよう、お願いいたします。

なお、長期優良住宅の**工事着手**は、**受付後（下記※参照）に可能となります**。書類の郵送に掛かる日数等をご考慮のうえ、余裕をもって申請していただきますよう併せてお願いいたします。

1 申請の基本的な流れ



※長期優良住宅法第5条の申請については、受付後に着手可能となることから、愛知県に書類到着後に受付審査を行い、代理者へ「受付した旨の」電話連絡を行います。それをもって受付としてください。発送した日ではありませんので、ご注意ください。

※郵送書類の到着後、受付に3日程度要する場合があります。また、書類に不備等があった場合は、受付までに時間がかかりますので、余裕をもって提出してください。

※その他の申請については、受付した旨の電話連絡は行いません。

※申請のみ郵送、受取のみ郵送なども対応します。事前に担当までご相談ください。

※郵送による受付の場合は、受領書の発行はできません。（完了報告書を除く）

※追加書類が必要な場合、図面の修正が必要な場合などは郵送による返却ができない場合がありますので、ご了承ください。

※郵送による申請の際は、「長期優良住宅郵送送付表」を申請1件ごとに1枚添付してください。

※郵送による申請の際は、申請書第1面の日付は空欄のままとしてください。

※提出にあたっては、愛知県の長期優良住宅の申請手続き

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/06chouki-02tetuduki.html>)

を参考に書類の不足等がないよう申請をしてください。

2 郵送による申請にあたって必要なもの

切手を貼付した返信用封筒又はレターパック

信書を送ることができ、受領確認ができるものとしてください。

返信用封筒には、あらかじめ宛先の住所・会社名・担当者名・連絡先等を記入してください。

※窓口での受取を希望される場合は不要です。担当にお伝えください。

3 留意事項

※郵送にあたって必要となる**費用はすべて申請者の負担**となります。万が一、不備があつて申請書等を
本県より送り返す場合も申請者の負担となります。ご注意ください。

※郵送される際は、**必ず信書便を取り扱うサービスをご利用ください。**また、トラブル防止のため、で
きる限り書留郵便等の記録が残るものとしてください。

※郵送に伴う紛失については、愛知県では責任を負いません。

2023年5月30日

(問合せ先)

〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2番1号

愛知県建築局建築指導課 優良住宅・相談グループ

TEL 052-961-9719 FAX 052-961-9715